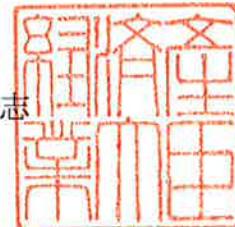


経済産業省

20191212 中第1号
令和元年12月17日

中小企業政策審議会
会長 三村 明夫 殿

経済産業大臣 梶山 弘志



下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準に関する意見の求めについて（諮問）

下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第3条第1項の規定に基づく振興基準について、同法第17条第3項の規定に基づき、下記の事項等に関する改正について貴審議会の意見を求める。

記

一 型取引の適正化

- ① 協議、書面化及び「型取引の適正化推進協議会報告書掲載覚書の活用」の徹底
- ② 型代金又は型製作相当費の支払いについて、一括払いや前払いの推進
- ③ 不要な型の廃棄、発注側企業による保管費用負担の徹底
- ④ 型に係る秘密保持契約等の推進とノウハウ等に対する適正対価の支払い

二 EDI（Electronic Data Interchange、電子データ交換）による電子受発注、電子決済等を通じた業務効率化

下請中小企業振興法「振興基準」の改正について

1. 概要

以下、下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく下請事業者及び親事業者によるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）の改正の概要について述べる。

現行の振興基準は、働き方改革関連法の施行、中小企業の天災等への対応強化等への対応のため、中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会取引問題小委員会における議論等を経て、平成30年12月に改正を行ったものである。

その後、「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点3課題の一つである「型管理の適正化」について、改善の進捗が道半ばの状況であることを踏まえ、中小企業庁・公正取引委員会連名の実態調査や「型取引の適正化推進協議会」での議論を踏まえ、型取引全般の契約の明確化や型代金又は型製作相当費の一括払い・前払いなどのルール化の必要性が明らかとなった。

加えて、平成30年3月に策定した中小企業庁共通EDI標準仕様書や平成30年12月に稼働を開始した全銀EDIなどの受発注・資金決済の効率化に資するシステムが本格稼働したほか、独立行政法人情報処理推進機構では、「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」を令和元年9月に大幅改定するなど、今後のデジタル化時代における下請中小企業の振興にとって、重要な方針が示されている。

については、人手不足が深刻化し、更なる生産性の向上が求められる下請中小企業の振興を目的に、型取引の適正化や更なるデジタル化への対応を促進するため、振興基準を改正することとする。

なお、振興基準の改正等の方針については、別紙の政府方針等において示されているところである。

2. 論点

振興基準の改正については、下記論点を踏まえたものとする。

○型取引の適正化

- ① 協議、書面化及び「型取引の適正化推進協議会報告書掲載覚書の活用」の徹底
- ② 型代金又は型製作相当費の支払いについて、一括払いや前払いの懲罰
- ③ 不要な型の廃棄、発注側企業による保管費用負担の徹底
- ④ 型に係る秘密保持契約等の推進とノウハウ等に対する適正対価の支払い

○EDI（Electronic Data Interchange、電子データ交換）による電子受発注、電子決済等を通じた業務効率化

自民党「令和」時代・経済成長戦略(令和元年5月14日)

1. 第4次産業革命時代の「成長と分配の好循環」

(2) 産業セクター毎の付加価値配分の可視化と適切な分配の実現

～中小・小規模事業者への適切な成長の果実の配分～

②親事業者と下請事業者の共同の高度化

第4次産業革命による経済社会構造の変化に対応し、サプライチェーンを維持・強化、更には発展させていくため、親事業者と、その競争力の源泉たる下請事業者の関係性をより高度化させていく。

このため、親事業者と下請事業者との連携によるオープンイノベーションやEDI活用等の促進を下請振興基準に盛り込み、大企業と中小企業の連携を促す税制や補助金の活用促進を図るとともに、親事業者による下請事業者の取組への協力を奨励していく。更に、大企業・大学等による共同研究等のオープンイノベーションの推進のため、技術研究組合を活用した新会社の設立など、制度をより利用しやすくするための検討を進める。

成長戦略実行計画（令和元年6月21日）

第4章 人口減少下での地方施策の強化

6. 中小企業小規模事業者の生産性向上

ローカルのグローバル化を進めるなどにより、中小企業・小規模事業者の生産性を高め、付加価値を増加させ、従業員や家族の消費を支え、地域経済にも貢献するという好循環を促すことが、我が国全体の成長に不可欠である。

①デジタル実装支援

デジタル化による生産性向上の取組が普遍的に広がるよう、ものづくり補助金やIT導入補助金等による支援を引き続き推進するとともに、創業時等におけるクラウド会計をはじめとするデジタル化の普及促進やクラウド・ファンディングなどのデジタルツールの活用を採択時の加点要素とする補助金の範囲の拡大を検討する。また、個社単位のデジタル化のみならず、データレンディング、補助金交付決定の電子記録債権化によるつなぎ融資サービス、EDI関連サービス、支援機関によるデジタル化促進などの普及支援策を検討する。

成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日）

III. 人口減少下での地方施策の強化

6. 中小企業・小規模事業者の生産性向上

(2) 新たに講すべき具体的施策

i) 中小企業・小規模事業者のデジタル実装支援

②より実践的なデジタルサービスの普及・拡大

・中小企業共通EDIの導入等企業間取引のデジタル化を促進するため、2019年度中に下請中小企業振興法「振興基準」を改正することで、親事業者が下請事業者の取組を先導することを促進する。また、サプライチェーンをはじめとする一定の取引関係にある複数社が同時にEDI関連サービスを導入する取組の支援方策を検討し、2019年度内に結論を得る。

「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」について(令和元年12月5日)

第2章 取り組む施策

II. 経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援

1. 中小企業・小規模事業者の生産性公表のための環境整備

(1) 設備投資導入促進、IT・デジタル技術の実装支援

中小企業・小規模事業者がこれらの相次ぐ制度変更に対応していくため、先端技術の実装をはじめ、生産性向上に資する取組への支援として、革新的な製品・サービス開発のための設備投資支援や、小規模事業者に特化した販路開拓支援、ITツールの導入支援等を複数年にわたり継続的に実施する仕組みを構築し、国として必要な財源を確保する。（中略）

- ・ 中小企業生産性革命推進事業（経済産業省）

（3）取引構造適正化の更なる推進

利益や付加価値の状況、労働や資本への分配状況等を、産業・業種、企業規模ごとの分析等を行った上で、関係業界と、現状を共有するとともに、年度内に大企業と中小企業が共に成長できるサプライチェーンの在り方を提示する。また、下請振興法の振興基準（取引ルール）の改訂・遵守の徹底、産業界の自主的な取組の監督強化や下請関係法令の厳正な対応など、取引適正化に向け、具体的な施策を実行する。

（中略）

- ・ 下請振興法「振興基準」を改正し、大企業や親事業者等への「振興基準」に基づく指導等を通じて、適正ルールの遵守の徹底を図る＜予算措置以外＞（経済産業省）等

以上

○下請中小企業振興法 (抄)

(昭和四十五年十二月二十六日)

(法律第百四十五号)

(振興基準)

第三条 経済産業大臣は、下請中小企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

2 振興基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項
 - 二 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項
 - 三 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項
 - 四 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項
 - 五 下請事業者の連携の推進に関する事項
 - 六 下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項
 - 七 下請取引に係る紛争の解決の促進に関する事項
 - 八 その他下請中小企業の振興のため必要な事項
- 3 振興基準は、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者の下請取引の実態その他の事情を勘案して定めなければならない。
- 4 経済産業大臣は、振興基準を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

(主務大臣等)

第十七条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 第四条の規定による指導又は助言については、当該下請事業者又は親事業者の事業を所管する大臣とする。
 - 二 第五条第一項、第六条若しくは第七条第一項の規定による承認、同条第二項の規定による承認の取消し又は第十四条第一項の規定による報告の徴収については、当該振興事業計画に従つて振興事業を実施すべき事業者の事業を所管する大臣とする。
 - 三 第八条第一項、第九条若しくは第十条第一項の規定による認定、同条第三項の規定による認定の取消し又は第十四条第二項の規定による報告の徴収については、経済産業大臣及び認定特定下請連携事業に係る事業を所管する大臣とする。
- 2 第八条第一項及び第十条第一項における主務省令は、前項第三号に規定する主務大臣が共同で発する命令とし、次条における主務省令は、同号に規定する主務大臣の発する命令とする。
- 3 経済産業大臣は、振興基準を定めようとするときは、下請事業者及び親事業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。

経済産業省

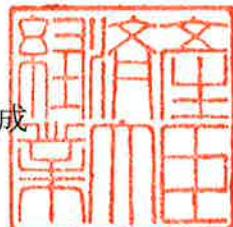
20181221中第2号

中小企業庁

下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第3条第1項の規定に基づき、振興基準を次のように定める。

平成30年12月28日

経済産業大臣 世耕 弘成



振興基準

前文

下請中小企業は、我が国産業の広範な分野で、様々な製品やサービスの重要な部分を供給するという役割を果たしている。そして、その技術力やサービス力は、我が国企業の製品やサービスの高い品質、安心・安全を支え、ひいては、国内外で「日本ブランド」が有する高い評価を支えてきた。

高い品質や良いサービスを維持するためのコストは、適正に負担されるべきものであるが、他方、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（以下「独禁法」という。）及び下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）（以下「下請法」という。）による規制、取締りにもかかわらず、引き続き、取引上優位な地位に立つ親事業者が、下請事業者に不利な取引条件を押し付けるような事例が散見されている。そして、多くの場合、下請中小企業は取引の減少や停止をおそれて、声を上げることもできないという実情にある。

下請事業者の事業活動は親事業者の発注の在り方に大きな影響を受けるものであり、このため、まず何よりも、親事業者と下請事業者の取引の公正と、これを通じた下請事業者の適正な利益の確保が図られなければならない。特に、

親事業者による、独禁法、下請法及び関連諸規定の厳正な遵守が、親事業者と下請事業者双方の円滑な関係を構築する上での大前提となる。その上で、下請中小企業を含むサプライチェーン全体で付加価値向上を目指すことができるような、親事業者と下請事業者の相互理解と信頼によって支えられる互恵的な取引関係を構築していく必要がある。

親事業者の競争力において、コストの占める比重は大きなものがあり、親事業者と下請事業者の両者が様々な改善活動や合理化努力を通じたコスト削減のための不断の取組を行うことは、双方の競争力向上の観点からも必要であろう。しかし、競争力はコストのみで決まるものではなく、品質、納期、急な発注にも対応できる柔軟性なども重要な要素であり、下請事業者がこうした付加価値を提供していることに対し、親事業者は正当な評価を行るべきである。

加えて、下請事業者が適正な利益を得ることができれば、技術開発や設備投資を通じた新たなチャレンジが行われるとともに、下請事業者の従業員の賃上げや働き方改革等による意欲の向上がもたらされ、消費の喚起、地域経済の活性化、経済の好循環を通じて、親事業者自身にもその利益が還元されてくる。親事業者は、下請事業者の存在価値や潜在力を、長期的、かつ、広範な視野から捉え、共存共栄を図っていくべきである。

他方、下請事業者は、親事業者に対し、発注内容・契約条件の明確化、発注・対価の決定方法の改善、契約条件の書面交付を求めるなど、自らが提供する付加価値について正当な評価を受け、適正な利益を得るために、協議・交渉を申し入れる等の自助努力を行うべきである。

本基準は、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第3条第1項に基づき、親事業者と下請事業者が共存共栄の関係を築くことができるような、あるべき取引の在り方を示すとともに、下請事業者が払うべき努力の方向性や、これに対して親事業者が行うべき協力の在り方を示すことにより、下請中小企業の振興を図ろうとするものである。

第1 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項

1) 下請事業者の努力

生産年齢人口の減少等に伴う人手不足や経済の国際化の一層の進展に適切に対応するため、下請事業者は、これまでの働き方を見直し、魅力ある職場づくりに努めていくほか、高度化する下請事業者に対する親事業者の要求に応え、設備投資や技術開発により、製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は

役務の品質の向上やIT化・省力化などの生産性向上に努めることが必要である。

2) 親事業者の協力

親事業者は、下請事業者がその働き方改革や生産性の向上に取り組むことができるよう、下請事業者への訪問や面談、研究会の開催などの必要な協力に努めるとともに、その発注条件や取引条件に配慮するものとする。

第2 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項

1) 発注分野の明確化

(1) 親事業者は、下請事業者が長期的な需要見通しの下に経営方針を立てることができるよう、下請事業者に対する発注分野（※）を極力具体的に定め、提示するものとする。その際、下請事業者は親事業者から提示された情報の秘密を保持するものとする。

※親事業者自らがどのような物品を製造、修理し、どのような情報成果物を作成し又はどのような役務を提供するのかを明らかにした上で、下請事業者に何を発注するのかといった具体的内容をいう。

(2) 前号の規定により提示した発注分野は、極力変更しないように努めるとともに、仮に、親事業者の都合により、やむを得ず、変更しようとするときは、相当期間前に下請事業者に対し変更の内容を明示し、その経営に著しい影響を及ぼさないように配慮を行うものとする。

2) 長期発注計画の提示及び発注契約の長期化

親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者が、安定的かつ合理的な生産や提供を行うことができるよう、発注計画期間を長期化し、これに沿った発注に努めるものとする。

3) 発注の安定化等

(1) 親事業者は、下請事業者に対する発注に係る物品、情報成果物及び役務（以下「物品等」という。）の発注量の大幅な変動を極力回避するものとし、特に、発注量を親事業者の生産量や提供量の変動の増減率以上に変動させないよう努めるものとする。

(2) 親事業者は、発注量の平準化、将来の発注に関する事前情報の精度の向上、物品等の標準化や規格の整理統合に努めるものとする。

4) 納期、納入頻度の適正化等

(1) 納期、納入頻度は、下請事業者にとって無理がなく、かつ、労働時間短縮が可能なものとなるよう、親事業者及び下請事業者が協議して決定する

ものとする。その際、親事業者の需要により、多頻度小口配送を要請するような場合、これにかかる必要なコストは親事業者が負担するものとする。

- (2) 親事業者は、下請事業者の働き方改革や労働時間短縮の妨げとなる週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入、発注内容の変更等について、抑制するとともに、下請事業者の納入事務の軽減に協力するものとする。親事業者の都合により、やむを得ず、下請事業者が残業や休日出勤により対応せざるを得ないような短納期発注や週末発注を行う場合には、親事業者はその追加コストを負担するものとする。
- (3) 親事業者は、発注後における発注内容の変更、追加発注、支給材（親事業者から支給される原材料、半製品、部品、資材等をいう。以下同じ。）の支給の遅延等により、あらかじめ定めた納期が下請事業者にとって無理なものとなった場合には、その納期を変更するなど、下請事業者の不利益にならないよう十分に配慮するものとする。

5) 設計・仕様書等の明確化による発注内容の明確化

- (1) 親事業者は、不当なやり直しが生じないよう、発注に際して下請事業者に対して示すべき設計図や仕様書等の内容を明確にするものとする。
- (2) 親事業者は、既に発注した物品等に係る設計、仕様等を変更しようとするときは、下請事業者に損失を与えることとならないよう十分に配慮するものとし、変更による追加のコストは親事業者が負担するものとする。

6) 契約条件の明確化と書面交付

親事業者は、発注内容が曖昧な契約とならないよう、下請事業者と十分に協議を行った上で、発注内容、納期、価格、型や治具等の費用支払や運送費、保管費等の付随費用、支払手段、支払期日などの契約条件について、書面等による明示、交付を徹底する。

7) 発注の手続事務の円滑化等

親事業者は、下請事業者に対する発注手続の事務、支給材や設備貸与などに関する手続の事務の円滑化、明確化に努めるものとする。

また、親事業者は、下請事業者の労働時間の短縮のため、下請事業者の要請に応じて、生産・配送システムの見直しなどの取組を共同して行うものとする。

8) 取引停止の予告

親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者との取引を停止し、又は大幅に取引を減少しようとする場合には、下請事業者の経営に著しい影響を与えないよう最大限の配慮を行い、相当の猶予期間をもって予告するものとする。

第3 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

1) 施設又は設備の導入

- (1) 下請事業者は、生産性の向上や従業者の効率的な作業と労働時間短縮などを図るため、省エネルギーや省力化、作業軽減のための設備やITの導入に努めるとともに、設備の配置や工程の在り方などについての改善に努めるものとする。
- (2) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の設備の導入やその配置、工程の見直しなどに際して、その効率的利用方法等に関する助言を行うなどの協力をを行うものとする。

2) 技術の向上

- (1) 下請事業者は、従来の製品等の改良、新しい製品等の開発、新材料の開発利用等に努め、これらに必要な技術の向上を図る。また、製品等の不良発生原因の追及、合理的工程の検討、作業やサービス標準の設定、検査基準の設定と検査設備、検査体制の拡充等により、品質管理技術の向上に努めるものとする。
- (2) 下請事業者は、従業員の研修及び職業訓練の実施等により、現場作業技術の向上に努めるものとする。親事業者は、下請事業者の要請に応じ、技術指導員の派遣、講習会の開催、下請事業者の従業員の研修の受け入れ等の協力をを行うものとする。
- (3) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、その技術開発に協力するとともに、下請事業者が開発した技術の実施及びその成果の帰属につき下請事業者の適正な利益に十分配慮するものとする。
- (4) 親事業者、下請事業者の双方が寄与した技術・ノウハウ等の帰属については、両者の知的貢献度を十分踏まえた上で、契約書において明確化するとともに、取引において相手方の技術・ノウハウ等を知り得る場合は、機密保持契約を締結し、また、対価の考え方を正当に定め明確化するよう努めるものとする。

3) 経営管理等の改善

- (1) 下請事業者は、長期経営方針、資金計画、設備計画、生産計画等の経営計画の作成等、経営管理の改善に努めるものとする。また、人材の確保を図るために必要な働き方改革の取組を進め、労働時間の短縮、職場環境の改善等人事・労務管理の改善に努めるものとする。
- (2) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の経営管理及び人事・労務管理の改善について、講習会や研究会を開催する等の協力をを行うものとする。

4) 事業の共同化

(1) 下請事業者は、その業種や業態の実態に応じて、施設や設備の導入、技術開発の効率化、販売力の強化、原材料等の購買の合理化、人材・労働力確保の円滑化等、他事業者との共同化を積極的に実施するものとする。

(2) 親事業者は、下請事業者の要請に応じて、発注方法の整備、技術指導や経営指導を実施する等、下請事業者の共同化を進めやすくするよう適切な措置を講ずるものとする。

5) 情報化への積極的対応

(1) 下請事業者は、管理能力の向上、事務量軽減、事務の迅速化等のため、情報関連機器の導入に努めるとともに、電子受発注、インターネットバンキング、電子記録債権等に対しても、その効果等を十分検討の上、積極的に対応していくものとする。

(2) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、管理能力の向上についての指導、標準的なコンピュータやソフトウェア、データベースの提供、オペレータの研修、電子記録債権の導入等の協力をを行うものとする。

(3) 親事業者は、下請事業者に対し電子受発注等を行う場合には次の事項に配慮するものとする。

- ① 電子受発注等を行うか否かの決定に当たっては、下請事業者の自主的判断を十分尊重することとし、これに応じないことを理由として、不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。
- ② 下請事業者に対し、正当な理由なく、自己の指定するコンピュータその他の機器又はソフトウェア等の購入又は使用を求めないこと。
- ③ 下請事業者に対する電子受発注等に係る指導等の際、併せてその経営、財務等の情報を把握すること等により、その経営の自主性を侵さないこと。
- ④ 自己が負担すべき費用を下請事業者に負担させないこと。
- ⑤ 下請事業者が不測の不利益を被ることがないよう、両事業者間の費用分担、取引条件等について、事前に基本契約書又はこれに準ずる文書により明確に定めておくこと。
- ⑥ その他政府により定められている電子受発注等についての指針を遵守すること。

6) 事業継続に向けた取組

(1) 下請事業者は、事業承継計画の策定や事業引継ぎ支援センターの活用その他の方法により、事業継続に向けた計画的な取組を行うものとする。

(2) 親事業者は、下請事業者の事業承継の意向や状況の把握に努め、サプライチェーン全体の機能維持のために、必要に応じて計画的な事業承継の準備を促すなど、事業継続に向けた積極的な役割を果たすものとする。具体

的には、下請事業者と対話した上で、その実態に応じて、事業承継の円滑化に向けた経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援等を行うよう努めるものとする。

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

1) 対価の決定の方法の改善

- (1) 取引対価は、品質、数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、原材料費、労務費、運送費、保管費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が十分に協議して決定するものとする。
- (2) 親事業者と下請事業者双方が協力して、継続的な競争力を確保するため、現場の生産性改善などに取り組む原価低減活動を行う場合、当該活動後の取引対価は、その原価低減の効果に係る双方の寄与度に応じて、合理的に設定されなければならない。

[取引対価への反映に関する望ましくない事例]

- ① コスト削減効果を十分に確認しないで取引対価への反映を押し付けること。
- ② 下請事業者側の努力によるコスト削減効果を一方的に取引対価へ反映すること。
- (3) 親事業者は、下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号）に記載されている「一律一定率の単価引下げによる買いたたき」、「合理性のない定期的な原価低減要請による買いたたき」、「下請代金を据え置くことによる買いたたき（円高や景気悪化を理由とした一時的な下請代金の引下げ協力要請関係）」等の違反事例など、下請法で禁止する買いたたきを行わないことを徹底していくものとする。
- (4) 親事業者は、原価低減要請（原価低減を求める見積もりや提案の提出要請を含む。）を行うに当たっては、以下に掲げる行為をはじめ、客観的な経済合理性や十分な協議手続を欠く要請と受け止められることがないようとする。

[原価低減要請に関する望ましくない事例]

- ① 具体的な根拠を明確にせずに、原価低減要請を行うこと。

- ② 目標数値のみを提示しての原価低減要請、見積もりや提案要請をすること。
 - ③ 原価低減要請に応じることを発注継続の前提と示唆して、事実上、原価低減を押し付けること。
 - ④ 文書や記録を残さずに原価低減要請を行うことや、口頭で削減幅などを示唆したうえで、下請事業者から見積書の提出を求めるこ。
- (5) 親事業者は、下請事業者から労務費の上昇に伴う取引対価の見直しの要請があった場合には、協議に応じるものとする。特に、人手不足や最低賃金(家内労働法(昭和45年法律第60号)に規定する最低工賃を含む。)の引上げに伴う労務費の上昇など、外的要因により下請事業者の労務費の上昇があった場合には、その影響を加味して親事業者及び下請事業者が十分に協議した上で取引対価を決定するものとする。
- (6) 取引対価の決定の際、親事業者及び下請事業者は、取引の対象となる物品等に係る特許権、著作権等知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価、当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技術に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮するものとする。
- (7) 第1号の協議は、下請事業者が作成する見積書に基づき継続的な発注に係る物品等については少なくとも定期的に、他の物品等については発注の都度行うものとする。
- また、材料費の大幅な変更等経済情勢の変化や発注内容の変更に応じ、対価について隨時再協議を行うものとする。
- (8) 取引対価の協議の記録については、両事業者において保存するものとする。
- 2) 納品の検査の方法の改善
- (1) 親事業者が下請事業者に対し発注をしようとする場合には、下請事業者及び親事業者は、納品(役務の提供を含む給付の提供をいう。以下同じ。)の検査の実施方法、実施時期、当該発注に係る物品等の適正な検査基準、検査の結果不合格となった物品等の取扱い及び納品の過不足の場合の処理の方法を、あらかじめ、協議して定めるものとする。
 - (2) 親事業者は、納品の検査は、前号の規定により定めた検査の実施方法及び検査基準に基づき、納品後、速やかに、これを行うものとする。
- 3) 支給材の支給及び設備等の貸与の方法の改善
- (1) 親事業者が下請事業者に対し支給材を支給しようとする場合、以下に掲げる行為に留意し、支給材の保管の方法及び瑕疵ある場合の取扱い、支給材の所要量の算定方法及び残材の処理の方法、支給の時期並びに対価の決

定方法その他支給について必要な事項を、あらかじめ下請事業者と協議して定めるものとする。

[支給材に関する望ましくない事例]

- ① 生産終了後長期間にわたり、支給材を保管させること。
- ② 残材の買取りについて明確な取決めをせず、負担を一方的に押し付けること。

(2) 親事業者が下請事業者に対し設備等を貸与しようとする場合、前号の支給材と同様、協議して定めるものとする。

4) 下請代金の支払方法の改善

(1) 親事業者は、下請事業者の資金繰りについて関心を持つことに努め、下請代金の支払は、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに行うものとする。また、下請代金はできる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。

(2) 手形等（一括決済方式（※）及び電子記録債権を含む。以下同じ。）により下請代金を支払う場合には、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定するものとする。

※親事業者、下請事業者及び金融機関の間の約定に基づき、下請事業者が下請代金の全部又は一部に相当する下請代金債権を担保とし又は譲渡して金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとし、親事業者が当該下請代金債権の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいう。

(3) 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、繊維業90日以内、その他の業種120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努めるものとする。

(4) 第1号から第3号の内容は、とりわけ、親事業者たる大企業から率先して実施するとともに、サプライチェーン全体で取組を進めることとする。

(5) 前号の取組を進めるにあたっては、大企業間の取引で支払条件が改善されない結果、下請中小企業への支払方法の改善が進まない事象がある場合、大企業は、率先して大企業間取引分の支払条件の見直し（手形等のサイト短縮や現金払い化等）などを進めるものとする。

(6) 親事業者は、下請代金の支払方法として一括決済方式を用いる場合には、次の事項に配慮するものとする。

- ① 一括決済方式への加入及び脱退は下請事業者の自主的判断を十分尊重すること。

- ② 一括決済方式に加入した下請事業者に対し、支払条件を従来に比して実質的に不利となるよう変更しないこと及び一括決済方式に変更することによって生じる費用を負担させないこと。また、加入しない下請事業者に対し、これを理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。
 - ③ 手形で支払う場合と同様に、第2号及び第3号の内容に取り組むこと。
 - ④ その他政府により定められている一括決済方式についての指針を遵守すること。
- (7) 親事業者は、下請代金の支払方法として電子記録債権を用いる場合には、次の事項に配慮するものとする。
- ① 電子記録債権による支払は下請事業者の自主的判断を十分尊重すること。
 - ② 手形で支払う場合と同様に、第2号及び第3号の内容に取り組むこと。
 - ③ 電子記録債権の活用によって見込まれる下請代金の支払、受取に係る費用や手続事務等の軽減の効果について、十分に情報提供を行っていくこと。
 - ④ その他政府により定められている電子記録債権についての指針を遵守すること。
- 5) 型の保管・管理の改善、型・治具の代金支払の改善（主に製品の製造委託等の場合にあって、金型、樹脂型、木型、プラスチック型などの型や治具を使用する下請取引）
- (1) 親事業者は、下請事業者と次の事項について十分に協議した上で、生産に着手するまでに双方が合意するよう努めるものとし、それが困難な場合には、生産着手後であっても都度協議するものとする。そのため、あらかじめ協議方法を作成・整備し、下請事業者に共有するものとする。
- ① 型を用いて製造する製品の生産数量や生産予定期間（いわゆる「量産期間」）
 - ② 量産期間の後に型の保管義務が生じる期間
 - ③ 量産期間中に要する型の保守・メンテナンスや改造・改修費用が発生した場合の費用負担
 - ④ 再度型を製造する必要が生じた場合の費用負担
 - ⑤ 試作型（追加発注分を含む）である場合にはその保管期間や保管費用の負担
- (2) 親事業者は、前項の量産期間の後、補給品や補修用の部品の支給等のために型保管を下請事業者に求める場合には、下請事業者と十分に協議した上で、双方合意の上で、次の事項について定めるものとする。なお、十分

な協議ができるよう、あらかじめ、協議方法を作成・整備し、下請事業者に共有するものとする。

- ① 下請事業者に型の保管を求める場合の保管費用の負担
 - ② 型の保管義務が生じる期間
 - ③ 型保管の期間中又は期間終了後の型の返却又は廃棄についての基準や申請方法（責任者、窓口、その他手続等）
 - ④ 型保管の期間中に、生産に要する型のメンテナンスや改修・改造が発生した場合の費用負担
 - ⑤ 再度型を製造する必要が生じた場合の費用負担
- (3) 親事業者は、量産ではない製品の製造を行う場合についても同様に、製品の製造の完了前においては第1号の内容に、製品の製造の完了後においては第2号の内容に取り組むものとする。
- (4) 第2号及び第3号の協議を行うに当たっては、型の所有権の所在にかかわらず、親事業者の事情により下請事業者にその保管を求めている場合には、必要な費用は親事業者が負担するものとする。
- (5) 親事業者は、下請法に関する運用基準において記載されている「型・治具の無償保管要請」を行わないことを徹底するものとする。
- (6) 川下（最終製品等の製造）に位置する親事業者は、直接の取引先である下請事業者の型の保管・管理の問題のみならず、さらにその先の川上に位置する下請事業者の型の保管・管理への影響に鑑みて、製造終了や型保管の期間の目処に関する情報を積極的に伝達するものとする。
- (7) 型の保管・管理に関わる事業者は、第1号から第6号までに定めるものの他、「未来志向型・型管理に向けたアクションプラン」（平成29年7月24日公表）等に基づき、適正な管理、廃業を行うなど、サプライチェーン全体で取組を進めるものとする。
- (8) 型・治具の代金について、親事業者は、当該型・治具の製造を委託し、それを受領した場合には、受領した日から起算して60日以内に全額を支払うものとする。
- また、親事業者は製品の製造を委託し、下請事業者が製造した（又は型等のメーカーに再委託して受領した）型・治具が他に納入されず、下請事業者のもとに留まる場合には、親事業者は、下請事業者と十分な協議を行った上で、型・治具の代金、その支払方法等を決定するものとし、下請事業者が、専ら親事業者に納品する製品の製造のためだけに使用される当該型・治具の代金について一括払いを要望したときには、可能な限り速やかに支払うよう努めるものとする。
- 6) 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善

- (1) 親事業者は、自らの取引に起因して、下請事業者が労使協定の限度を超える時間外労働や休日労働などによる長時間労働、これらに伴う割増賃金の未払いなど、労働基準関連法令に違反するようなことのないよう、十分に配慮する。
- (2) 親事業者は、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には、下請事業者が支払うこととなる残業代等の増大コストを負担するものとする。
- (3) 大企業・親事業者による働き方改革の下請事業者へのしわ寄せなどの影響も懸念される中、親事業者は、下請事業者の人員、業務量の状況を可能な限り把握することに努め、以下に掲げる行為をはじめ、下請事業者の働き方改革を阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないものとする。
- [親事業者による下請事業者へのしわ寄せや不利益となる事例]
- ① 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更
 - ② 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
 - ③ 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
 - ④ 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減に起因した、適正なコスト負担を伴わない人員派遣要請や付帯作業の要請
 - ⑤ 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
 - ⑥ 納期や工期の過度な特定時期への集中

第5 下請事業者の連携の推進に関する事項

1) 一般的留意事項

- (1) 下請事業者は、施設又は設備の導入、技術の向上、経営の合理化、事業の共同化等をグループとして効率的に推進するため、事業協同組合による組織化等の連携を積極的に進めるものとする。
- (2) 下請事業者の連携によるグループ（以下「下請グループ」という。）は、下請事業者の連携をより効果的なものとするため、他の下請グループとの連携を図るものとする。このため、下請グループ相互の連合組織の拡大強化に努めるものとする。
- (3) 親事業者は、下請事業者の連携に協力し、その育成に努めるものとする。また、親事業者は、下請グループの自主的な運営を阻害してはならないものとする。

(4) 親事業者と下請グループは、発注分野の明確化、発注方法の改善、取引条件の改善その他の適正な取引慣行の樹立、その他親事業者と下請事業者との円滑な関係の構築を図るため、定期的な協議を行うよう努めるとともに、必要に応じ、隨時、協議を行うものとする。

2) 特定下請連携事業計画

下請中小企業振興法第2条第5項の特定下請事業者が同法第8条第1項の特定下請連携事業計画を作成するに当たっては、以下の内容を満たすものとする。

(1) 特定下請連携事業の目標

特定親事業者以外の者との取引を開始又は拡大し、特定下請取引（※）への依存の状態を改善すること。

なお、特定下請取引への依存の状態の改善とは、3～5年以内の計画期間内に、特定親事業者への取引依存度が年1%以上低下することをいう。

※長期にわたり特定の親事業者に依存して行われている下請取引であつて、概ね、総売上の20%以上を占めている取引をいう。

(2) 特定下請連携事業の内容

① 組織体制

複数の下請事業者その他の事業者で構成する連携体（以下単に「連携体」という。）が1つの事業体として活動できるよう、明確な目的及び事業方針を参加事業者間で共有し、事業目標を定めていること。参加事業者間で規約等を策定し、対内的な役割分担、対外的な取引関係における責任体制の在り方等を明確化すること。

② 中核となる者の存在

参加事業者がそれぞれの経営資源を有効に活用して事業活動を行うため、連携体内でリーダーシップを發揮し、事業連携の核となる者が存在すること。

③ 知識連携と取引連携の組合せ

ノウハウの共有及び向上に向けた活動（知識連携）と取引先開拓に向けた活動（取引連携）を組み合わせた活動であり、活動による個々の下請事業者における効果が目的等において明確となっていること。

④ 特定親事業者以外の者の課題等に対応した製品又は役務の提供

課題解決型ビジネスを実施するものであり、以下のいずれの内容を行うものであること。

イ. 連携においては、ノウハウ等の向上に向けた活動と、受注獲得の活動を組み合わせて、それらが相互に作用しつつ、事業活動を行うこと。

- ロ. 市場・顧客との情報交換を実施し、取引先の課題・ニーズを把握していること。
 - ハ. 自社及び連携体メンバーの強み及び弱みを分析し、技術、ノウハウ等の組み合わせによる相乗効果を発揮して、課題解決の幅を拡大していること。
- 二. 顧客に対して企画・提案を実施するなど、顧客の課題・ニーズに対応した製品・サービスを提供すること。

⑤ その他

- イ. 特定下請連携事業計画は、特定下請事業者が主体的に参画する必要がある。
- ロ. 新たな事業活動は、個々の中小企業者にとって新たな事業活動であれば、既に他社において採用されている技術や方式等を活用する場合についても原則として該当する。

第6 下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項

1) 一般的留意事項

- (1) 親事業者は、下請事業者との取引、下請事業者に対する指導等に際し、下請事業者の自主性を尊重するものとする。
- (2) 親事業者は、下請事業者の取引先の開拓、変更等について不当に干渉してはならないものとする。特に、親事業者への取引依存度の高い特定下請事業者や、下請事業者のうち小規模事業者が自動的に行う取引先の開拓、変更等においては、特段の事情がない限り、当該取引先の開拓、変更等に対する指導等を行わないものとする。
- (3) 親事業者は、その取引・調達に係る責任者から担当者に至るまで、下請取引を行う上で必要な関係法令等に対する理解を深めるよう、社内での啓発・教育等を徹底するものとする。

2) 取引先の課題及びニーズに対応した製品・役務の提供

下請事業者は、その提供する製品やサービスをより付加価値の高いものとしていくために、顧客の課題・ニーズの把握に努めるとともに、企画、設計等の社内人材の育成や、他の特定下請事業者等との連携を進めよう努めるものとする。

3) 最近の経済環境の変化に伴う留意点

- (1) 国際化の進展に伴う留意点
 - ① 下請事業者は次の事項に留意するものとする。

イ. 下請事業者は、親事業者の海外進出の進展等の動きを踏まえ、その技術力、経営基盤等の強化に努め、自ら取引の可能性の幅を拡大するよう努めること。

ロ. 下請事業者は、自ら海外進出を行う場合には、十分な事前準備を行うほか、共同化を図るなどにより、その円滑な実施に努めること。

(2) 親事業者は次の事項に配慮するものとする。

イ. 親事業者は、海外進出等に際しては、その計画についての情報を計画の進捗に応じて逐次下請事業者に提供すること。また、親事業者の海外進出等に際して、製品等の多角化、新規親事業者の開拓等下請事業者が対応を図ることに対し、積極的な支援を行うこととし、海外進出等の計画の早期の段階から、それらの対応に必要な技術・ノウハウの提供、新規取引先の紹介・あっせん等を行うよう努めること。

ロ. 下請事業者に対し、海外進出を要請する場合には、下請事業者の自主的判断を十分尊重するとともに、親事業者としての立場を利用して海外進出を強制し又は要請に応じないことを理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。

ハ. 下請事業者が親事業者とともに海外進出を行う場合には、親事業者は下請事業者に対し現地の労働面、市場面その他の面の事情について、十分な情報提供、指導その他必要な協力をすること。

(2) 親事業者の事業再編の進展に伴う留意点

① 下請事業者は親事業者の事業所の集約化等に伴う移転、閉鎖、内製化等（以下「工場移転等」という。）の事業再編の動きを踏まえ、その技術力、経営基盤等の強化に努め、自らの取引の可能性の幅を拡大するよう努めるものとする。

② 親事業者は、工場移転等に際してはその計画についての情報を計画の進捗に応じて逐次提供すること。また、製品等の多角化、新規親事業者の開拓等下請事業者が対応を図ることに対し、積極的な支援を行うこととし、工場移転等の事業再編の早期の段階から、それらの対応に必要な技術・ノウハウの提供、新規取引先の紹介・あっせん等を行うよう努めるものとする。

(3) 経済情勢の急激な変化に伴う下請事業者への配慮

短期間における経済情勢の急激な変化により、親事業者が影響を受ける場合には、その影響は極力親事業者自身が吸収するとともに、下請事業者に不当に転嫁しないよう努めるものとする。

4) 自然現象による災害等への対応に係る留意点

(1) 自然現象による災害等への備えに係る留意点

親事業者と下請事業者は、自然災害による災害等(以下「天災等」という。)の緊急事態の発生に伴い、サプライチェーンが寸断されることのないよう、連携して事業継続計画（B C P：自然災害等の発生後の早期復旧に向けた取組等を定めた計画）の策定や事業継続マネジメント（B C M：B C P等の実効性を高めるための平常時からのマネジメント活動）の実施に努めるものとする。

(2) 天災等が発生した場合に係る留意点

① 下請事業者が留意する事項

天災等、親事業者、下請事業者双方の責めに帰すことができないものにより、被害が生じた場合には、下請事業者は、その事実の発生後、速やかに親事業者に通知するよう努める。

② 親事業者が留意する事項

- イ. 天災等による下請事業者の被害状況を確認しつつ、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けることがないよう十分に留意する。
- ロ. 天災等によって影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は再開する場合には、できる限り、その復旧を支援するとともに従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮する。

第7 下請取引に係る紛争の解決の促進に関する事項

- (1) 親事業者は、下請事業者から取引条件の改善、下請代金支払等下請取引の紛争に関する協議の申し出があった場合には、協議に応じるものとする。
- (2) 親事業者は、下請取引の紛争に関する協議において、下請事業者から、下請企業振興協会が行う紛争のあっせん等、裁判外紛争処理手続の利用の申し出があった場合には、手続の活用について応諾するものとする。
- (3) 下請事業者は、必要に応じて下請企業振興協会の紛争解決のあっせんを活用するなど、紛争の円滑な解決に努めるものとする。

第8 その他下請中小企業の振興のため必要な事項

1) 基本契約の締結

下請事業者及び親事業者は、継続的取引に関しては、その取引に関する基本的な事項を定めた契約を締結し、当該契約に基づき、取引を行うものとする。

2) 業種特性に応じた取組

- (1) 業種に応じて下請取引の実態や取引慣行は異なることから、親事業者及び下請事業者は、公正な取引条件、取引慣行を確立するため、国が策定し

た業種別の「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」（以下「下請ガイドライン」という。）を遵守するよう努めるものとする。その際、親事業者は、マニュアルや社内ルールを整備することにより、下請ガイドラインに定める内容を自社の調達業務に浸透させるよう努めるものとする。

- (2) 業界団体等は、親事業者と下請事業者の間の個々の取引の適正化を促すとともに、サプライチェーン全体の取引の適正化を図るため、本基準や下請ガイドラインに基づく活動内容等を踏まえた「自主行動計画」を策定し、その結果を継続的にフォローアップするよう努めるものとする。親事業者の取組がサプライチェーン全体に与える影響は大きいことから、親事業者は、こうした業界団体等の取組に、積極的に協力するものとする。また、「自主行動計画」を策定していない業界団体等は策定に努めるものとする。

3) 取引上の問題を申し出しやすい環境の整備

下請事業者は、取引上の問題があっても、取引への影響を考慮して言い出すことができない場合も多い。親事業者は、こうした実情を十分に踏まえ、下請事業者が取引条件について不満や問題を抱えていないか、自ら聞き取るなど、下請事業者が申出をしやすい環境の整備に努めるものとする。また、調達担当部署とは異なる第三者的立場の相談窓口を設置し、匿名性を確保しつつ、窓口情報を定期的に下請事業者に通知する等により、申告しやすい環境を整備するよう努めるものとする。

4) 支援施策の活用

親事業者、下請事業者は、下請法に関する講習会やシンポジウムに積極的に参加するとともに、必要に応じて、取引適正化や価格交渉に関するハンドブック、事例集等を活用するものとする。また、下請事業者は、必要に応じて、下請かけこみ寺における窓口相談や弁護士相談、価格交渉支援に関するセミナー等を活用するよう努めるものとする。

5) 報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡の円滑化

- (1) 下請事業者にとって、債権譲渡禁止特約は金融機関への担保提供や債権譲渡による資金調達の妨げとなることから、下請事業者の円滑な資金調達を推進するため、親事業者は、下請事業者との間での基本契約の締結の際に債権譲渡禁止特約を締結する場合であっても、信用保証協会、預金保険法（昭和46年法律第34号）に規定する金融機関等及び親事業者と下請事業者の双方で適切と確認した相手先に対しては、譲渡又は担保提供を禁じない内容とするよう努めるものとする。
- (2) 親事業者は、下請事業者から、報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡又は担保提供のために、基本契約等において締結された債権譲渡禁止特約の解除の申出があった場合には、申出を十分尊重して対応するとともに、

本申出を理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしてはならないものとする。

- (3) 親事業者は、禁止特約を解除していない場合であっても、下請事業者からの要請に応じ、報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡の承諾（対抗要件の具備）に適切に努めるものとする。

6) 知的財産の取扱いについて

- (1) 下請事業者は、自己の所有する知的財産について、特許権、著作権等権利の取得、機密保持契約による営業秘密化等により、管理保護に努めるものとする。
- (2) 下請事業者及び親事業者は、特許権、著作権等知的財産権や、営業秘密等知的財産（以下「知的財産権等」という。）の取扱いに関して、契約書の締結及び契約内容の明確化に努めるものとする。

[取り扱いを明確にすべき事項]

- ① 知的財産権等にかかる対価の決定方法
② 知的財産権等の使用権又は所有権の所在、二次利用や貸与等にかかる対価とその許諾等の手続

- (3) 親事業者は、契約上知り得た下請事業者の知的財産権等の取扱いに関して、下請事業者に損失を与えることのないよう、十分な配慮を行うものとする。

7) 計算書類等の信頼性確保

下請事業者は、取引先の拡大、資金調達先の多様化、資金調達の円滑化等のため、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に掲った信頼性のある計算書類等の作成及び活用に努めるものとする。

附 則

1. この基準は、平成30年12月28日から施行する。
2. 平成28年12月14日付け20161209中第1号は廃止する。